

## 市第72号議案 横浜市墓地及び納骨堂に関する条例の一部改正について

### 1 趣旨

横浜市営墓地メモリアルグリーンの管理料、日野こもれび納骨堂の使用料及び管理料について、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、消費税及び地方消費税相当分を改定するため、横浜市墓地及び納骨堂に関する条例の一部を改正します。

### 2 改正内容

条例別表第2における日野こもれび納骨堂の自動搬送式納骨施設及び合葬式納骨施設に係る使用料について、裏面の新旧対照表のとおり金額を改定します。

また、条例別表第3におけるメモリアルグリーンの芝生型納骨施設、合葬式樹木型納骨施設及び合葬式慰霊碑型納骨施設並びに日野こもれび納骨堂の各納骨施設に係る管理料について、裏面の新旧対照表のとおり金額を改定します。

### 3 施行期日

平成31年10月1日

### 4 経過措置

当該改正は、この条例の施行の日以後の使用料及び管理料について適用し、同日前の使用料及び管理料については、なお従前の例によります。

## 新旧対照表（横浜市墓地及び納骨堂に関する条例）

現行				改正案			
別表第2 (第5条第1項)				別表第2 (第5条第1項)			
種別	単位	使用料		種別	単位	使用料	
(省 略)				(省 略)			
合葬式 納骨施 設	(省 略)			合葬式 納骨施 設	(省 略)		
	日野こも れび納骨 堂	1 体につき 60 年間	<b><u>73,440 円</u></b>		日野こも れび納骨 堂	1 体につき 60 年間	<b><u>74,800 円</u></b>
(省 略)				(省 略)			
自動搬送式納骨施設	1 基につき 30 年間	<b><u>475,200 円</u></b>		自動搬送式納骨施設	1 基につき 30 年間	<b><u>484,000 円</u></b>	
(省 略)				(省 略)			
別表第3 (第5条の2第1項)				別表第3 (第5条の2第1項)			
種別	単位	管理料		種別	単位	管理料	
(省 略)				(省 略)			
芝生型納骨施設	1 区画につき 1 年間	<b><u>8,220 円</u></b>		芝生型納骨施設	1 区画につき 1 年間	<b><u>8,370 円</u></b>	
合葬式樹木型納骨施設	1 体につき 永年	<b><u>61,710 円</u></b>		合葬式樹木型納骨施設	1 体につき 永年	<b><u>62,850 円</u></b>	
合葬式慰霊碑型納骨施設	1 体につき 30 年間	<b><u>30,850 円</u></b>		合葬式慰霊碑型納骨施設	1 体につき 30 年間	<b><u>31,420 円</u></b>	
自動搬送式納骨施設	1 基につき 1 年間	<b><u>9,720 円</u></b>		自動搬送式納骨施設	1 基につき 1 年間	<b><u>9,900 円</u></b>	
合葬式納骨施設	1 体につき 60 年間	<b><u>45,360 円</u></b>		合葬式納骨施設	1 体につき 60 年間	<b><u>46,200 円</u></b>	

※現行の使用料及び管理料は、8%の消費税を含んだ内税で設定しています。

現行の使用料または管理料 ÷ 1.08 × 1.1 = 改正後の使用料または管理料（10円未満切捨て）